

議案第一九号

教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に
関する条例を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を
別紙のとおり改正する。

昭和四十年三月十一日提出

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を
改正する条例

教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年三朝町条例
第七号）の一部を次のように改正する。

第五條中「一般職員」の例によるものとし「課長相当額とする」とあるを「三朝町長
等給与条例の例によるものとし収入役相当額とする。」に改める。

附 則

この条例は昭和四十年四月一日から施行する。